

武豊町グリーンバンク実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町民との連携の推進により緑の環境づくりを促進するため、ホームページ等を活用して町民相互間で樹木等の交換等を行う「グリーンバンク」の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 樹木等 一般家庭の庭等で活用できる樹木、草花、種子、球根等をいう。ただし、種苗法(平成10年法律第83号)に基づき品種登録した植物を許可無く増殖したもの等、違法行為に当たるものは対象としない。

(2) ホームページ管理者 都市計画課

(登録)

第3条 譲渡又は譲受の登録をすることができる者は、町内に在住、在勤、在学(事業者を含む)とする。ただし、営利を目的とする者を除くものとする。

2 譲渡又は譲受の登録を希望する者は、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、樹木等の名称(樹種、品種等)、数量、規格等を文書等により、ホームページ管理者へ申し込まなければならない。

3 登録できる期間は、6箇月とする。ただし、引き続き登録を希望する者は、申出により更新することができる。

4 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、その登録内容に変更があった場合には、速やかにホームページ管理者へ連絡しなければならない。

(登録することができる樹木)

第4条 登録者が登録することができる樹木は、次に掲げるものとする。

(1) 庭木等として再活用できるもの

(2) 移植が可能であるもの

(3) 病害虫がなく樹勢のあるもの

(登録内容の周知)

第5条 ホームページ管理者は、登録された情報をホームページへ掲載するとともに、一覧表にして提出を行うことにより、町民への周知を図るものとする。

2 公表することのできる情報は、登録時に届出を受けた内容のうち必要な事項とする。ただし、ホームページには、個人情報を掲載しないこととする。

(樹木等の引渡方法)

第6条 ホームページ及び一覧表において情報を取得し樹木等の譲渡又は譲受を希望する者(以下「希望者」という。)は、ホームページ管理者に登録者の連絡先を問い合わせるものとする。

2 ホームページ管理者は、登録者から指示された連絡先を希望者に伝えるものとする。

3 樹木等の引渡し時期、場所等については、登録者と希望者の間で協議し、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 樹木等の移植、運搬等に要する費用は、登録者及び希望者で協議し、決定するものとする。

(完了の報告)

第8条 樹木等の引渡しが完了したとき、登録者はホームページ管理者へ完了の報告をしなければならない。

2 ホームページ管理者は、完了の報告を受けた場合は、ホームページ及び一覧表を修正する。

(責任)

第9条 ホームページ管理者は、樹木等の譲渡及び移植にかかる責任を負わないこととする。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。